

青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について**1 制定理由**

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）の一部改正に伴い、所要の改正をするため制定するもの

2 改正内容

条例において引用している「社会福祉士及び介護福祉士法」に准介護福祉士に係る規定が加わることに伴い、条項を整理するもの

区分	改正後	改正前
社会福祉士及び介護福祉士法	附則第 10 条第 1 項	附則第 3 条第 1 項
	附則第 27 条第 1 項	附則第 20 条第 1 項

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第二十七条第一項</u>の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法<u>附則第十条第一項</u>に規定する特定行為をいう。次条及び第八十条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの作業又はその一環として特定行為業務（同法<u>附則第二十七条第一項</u>に規定する特定行為業務をいう。次条及び第八十条において同じ。）を行う場合</p> <p>3～6 [略]</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第二十条第一項</u>の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法<u>附則第三条第一項</u>に規定する特定行為をいう。次条及び第八十条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの作業又はその一環として特定行為業務（同法<u>附則第二十条第一項</u>に規定する特定行為業務をいう。次条及び第八十条において同じ。）を行う場合</p> <p>3～6 [略]</p>
<p>第八条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第二十七条第一項</u>の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3～8 [略]</p>	<p>第八条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第二十条第一項</u>の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3～8 [略]</p>

改正後	改正前
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第八十条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>一～二 [略]</p> <p>三 当該指定放課後等デイサービス事業所 (<u>社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七條第一項</u>の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3～6 [略]</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第八十条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>一～二 [略]</p> <p>三 当該指定放課後等デイサービス事業所 (<u>社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七條第一項</u> の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3～6 [略]</p>